



福岡医発第2955号(地)

平成26年 3月17日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に係る
Q&A (3月13日追加分) の送付について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、平成25年度補正予算における有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施要綱等については、平成26年3月12日付け福岡医発第2910号(地)にて、また、事業計画書の提出については、平成26年3月14日付け福岡医発第2935号(地)にて貴職宛お知らせしております。

今般、本事業に係る厚生労働省作成の「Q&A」に追加及び一部訂正(Q&A1)があった旨、日本医師会より別添のとおり連絡が参りました。

また、今回追加されたQ&A19に関連して、消防庁「第3回有床診療所火災対策検討部会」の資料3-10、3-11が添付されております。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、福岡県保健医療介護部医療指導課作成のQ&Aにつきましては下記URLに掲載されておりますので、併せてご確認願います。

※福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/b02/spri.html>)

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 蒲池 壽

(地Ⅰ255)

平成26年3月14日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

藤 川 謙 二

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に係る

Q&A（3/13追加分）の送付について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成25年度補正予算における有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施要綱等につきましては、平成26年3月11日付（地Ⅰ249）の文書をもって、貴会宛にお送りしているところであります。

今般厚生労働省より、本事業に係る「Q&A」を追加したとの連絡がありましたので、取り急ぎお送りいたします。また3月11日にお送りしたQ&Aにつきましても、Q&A1に日付の誤りがあったため修正されています。

なお、今回追加されたQ&A19に関連して、消防庁「第3回有床診療所火災対策検討部会」の資料3-10、3-11を添付いたします。

つきましては、本件について貴会におかれましてもご了解いただきますとともに、貴会会員医療機関への周知方につき、ご高配賜りますようお願いいたします。

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に関する質問(3/13追加分)

(平成26年3月13日現在)

番号	問	回答
<補助対象について>		
18	個人開設の病院・診療所は補助対象か。	補助対象となる。 国が開設する施設を除き補助対象となる。 (※国の機関は対象外 例：刑務所診療所・自衛隊診療所 等)
19	第3回有床診療所火災対策検討部会資料3-11において、スプリンクラーヘッドの免除部分を包含するように屋内消火栓又は補助散水栓を設ける基準の見直し案が示されているが、今回の補助金の補助対象とはならないのか？	本補助金においては、スプリンクラー(パッケージ型自動消火設備)、自動火災報知設備、火災通報装置が補助対象である。 補助散水栓は、消防法施行令第12条第2項第8号により、「スプリンクラー設備には、総務省令で定めるところにより、補助散水栓を設けることができること。」とされており、スプリンクラー設備の一部であると言えることから、スプリンクラー設備の一部として設ける場合のみ、本補助金の補助対象となる。 屋内消火栓は消防法上、スプリンクラーとは別の消火設備であるため、本補助金の補助対象とはならない。
<事業計画書の記載方法>		
20	延べ床面積には、棟内に医療機関以外の施設がある場合、その部分を含めるのか。	棟全体の延べ床面積を記載するため含めて記載する。
21	整備面積(補助対象面積)には、棟内に医療機関以外の部分がある場合、その部分を含めるのか。	整備面積(補助対象面積)は医療施設として機能しうる部分を対象とするため、それ以外の部分(例：住宅部分等)については含めない。
22	様式2の「病床数」は、許可病床か。	貴見の通り。
23	収容人員中、医師看護師等従業員の算定方法(時点、常勤換算or頭数、複数棟兼務の場合等)	収容人員は、防火管理者等の配置のために算定した消防当局に報告等を行っている員数を記載。 ○消防法施行規則第1条の3の算定方法による算出 次に掲げる数を合算して算定 1 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数 (従業者の数は、常勤・非常勤に関わらず業務に従事している者の実員の数) 2 病室内にある病床の数 3 待合室の床面積の合計を3㎡で除して得た数 ※ 消防当局に収容人員の報告等を行っていない場合においても、上記により算出して記載。
24	主な診療科は一つ記載か	「主な」という範囲内で複数回答可。

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に関する質問(3/13追加分)

(平成26年3月13日現在)

番号	問	回答
25	一日平均入院患者数の算定方法(直近の報告とは、病床設置後間もない施設の取扱い、棟or施設、計算期間等)	医療法第6条の3に基づく医療機能情報提供制度において、都道府県に報告している直近の数字を登録。 ※前年度の入院患者延数をそれぞれ暦日で除した数。入院患者延数とは、年度間における毎日24時現在に在院している患者数を合計した数である。(立入検査要綱の定義と同じ)
26	夜間の職員実配置人数の算定方法(何の数値、時点、常勤換算or頭数、複数棟兼務の場合等)	午前2時時点において勤務する実職員数(申請日を基準にして直近1ヶ月間における平均的な人数)を記載。
27	収容人員、延床面積、一日平均入院患者数、夜間の職員実配置人数の端数処理の方法	収容人員、延べ床面積、夜間の職員実配置人数は、小数点第2位を四捨五入の上、小数点第1位の数字を登録。 一日平均入院患者数にあっては、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位の数値を登録(立入検査要綱の定義と同じ)
28	建築構造や内装仕上げで複数該当する場合はどう記載するか	主に採用されている構造や仕上げを回答していただきたいが、同程度の割合の構造が複数ある場合は、より危険性が高いと考えられる選択肢(非耐火、可燃)を選択すること。
29	消火訓練及び避難訓練の実施回数の対象期間はいつか	今回は平成24年度(平成24年4月1日～平成25年3月31日)に行った実施回数
30	対象面積が読み取れる整備図面とはどの程度のものか(求積図等必要か)	平面図(寸法入りのもの) なお、収容人員算出のための待合室の面積がわかる必要はない。
31	補助金の実績を報告するにあたり、当該医療機関を管轄する消防本部の「消防検査済証」の提出は必要か。	必要である。 なお、交付決定時にも改めて周知する予定であるが、実績報告書の提出時に「消防検査済証」も併せて提出していただく。
<執行に当たって>		
32	予算額を超える要望があった場合は、国が予算額の範囲内で事業を採択し、内示を行うのか。	貴見の通り。
33	医療施設整備費補助金のメニューに入っているが、27年度以降も補助があるものと考えてよいのか。	今後も、設置義務化範囲の拡大等に対応する補助金の確保に努めたい。

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に関する質問(3/13追加分)

(平成26年3月13日現在)

番号	問	回答
<既出Q&Aについての疑義>		
34	「Q&AのNo14～17」については、消防庁の火災対策検討部会の検討が進み次第更新する予定。」となっているが、現時点では補助対象等が決まっていないということか。	平成25年度補正予算における補助対象は、設置義務がかかるかどうかは、直接関係がない。しかしながら、義務化対象拡大の範囲及び設置が認められる通常型、水道連結型などの機種については、事業者がスプリンクラー等を設置するかどうかを判断する上で重要なことであるため、お知らせすることとしている。
35	「Q&AのNo14」で設置義務の免除として産科があるが、助産所も同様と考えてよいのか。	同様と考えて良い。 なお、免除の方向で議論が進んでいる状態である。
36	整備するスプリンクラー等の種類について、面積等に応じた規定はないのか。	Q&AのNo16記載のとおり、1,000㎡未満の施設には、水道連結型スプリンクラーの設置が認められる方向で議論が進んでいる。

3月11日付（地I249）でお送りしたものに、一部修正が加えられたものです。（Q&A1 赤字部分）

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業のQ&A集

番号	問	回答
<補助対象について>		
1	「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」の事業内容及び補助対象は	①スプリンクラー施設整備（パッケージ型自動消火設備含む）は、診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している平成26年2月6日現在で設置義務のかかっていない棟にスプリンクラーを整備する際の工事費について補助するもの（基準単価17千円/補助対象面積1㎡と実際にかかる工事費を比べて少ない額）。対象となる棟単位で交付申請を行うもの ②自動火災報知設備整備は、診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している300㎡未満の棟に自動火災報知設備を整備する際の工事費について補助するもの（基準単価1,000千円と実際に係る工事費を比べて少ない額）。対象となる施設単位で交付申請を行うもの ③火災通報装置整備は、診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している500㎡未満の棟に火災通報装置を整備する際の工事費について補助するもの（基準単価300千円と実際に係る工事費を比べて少ない額）。対象となる施設単位で交付申請を行うもの
2	スプリンクラー施設整備における補助対象面積の考え方は	補助対象面積とは、補助対象である棟のうちスプリンクラーを設置する部分の面積である。
3	スプリンクラー等（自動火災報知設備・火災通報装置含む）施設整備は新規設置の場合のみ対象となるのか。	そのとおり。 設置済みのスプリンクラー等の更新は補助の対象外。
4	スプリンクラー施設整備について、当該補助金により、水道連結型スプリンクラーの設置は可能か。	可能である。 消防庁の有床診療所火災対策検討部会において、水道連結型スプリンクラーの設置が認められる施設について議論がされており、水道連結型スプリンクラーが認められる施設については、補助の対象である（詳細については問16参照）。
5	スプリンクラー施設整備について、1つの施設が補助対象となる棟を複数所有している場合、棟ごとに申請することは可能か。	可能である。なお、その際事業計画書においては棟ごとにも必要事項（建築構造・主な診療科等）を記載していただくことになる。
6	自動火災報知設備整備、火災通報装置整備について、単独での設置でも補助対象になるのか。また、基準額が1か所当たり1,000千円、300千円となっているが、1か所当たりとはどのような意味か。	単独の設置でも、補助対象になる。 また、1か所当たりとは、補助の対象1施設当たり1か所という意味である。 ※例えば、1施設で複数棟に自動火災報知設備を設置する場合においても基準額は1,000千円となる。
7	予算額を越える要望があった場合の取り扱い	予算額の範囲内で事業を採択し、内示を行うこととする。 その際、施設単位ではなく補助区分（スプリンクラー・自動火災報知・火災通報装置）ごと、またスプリンクラーにおいては更に棟ごとに採択・内示をさせていただく。 ※よって申請額も補助区分ごと、スプリンクラー整備においては棟ごとに申請いただくため、整備図面及び見積書もそれぞれわけて作成していただくことになる

※修正あり

＜補助申請上の留意点＞		
8	交付額の算出はどのように行うのか。	当該事業は補助率を設けない「定額補助」となっており、基準額と対象経費の実支出額を比べて少ない額を交付額とするものである。
9	都道府県の負担は生じるのか。	都道府県の負担は義務とはされてはいないが補助額に上乘せすることは可能である。
10	いつからいつまでの工事について、補助対象となるのか。	国への補助申請に対する都道府県への内示の後に工事着工し、26年度中に工事完了するものが、補助対象となる。内示前に着工したものについては、補助対象とはならないため注意されたい。(補助金受領後に内示前の着工が発覚した場合には交付決定の取り消し及び補助金の返還の対象となることがある。また、都道府県への申請をもって着工することも補助対象とはなりません。) ※また施設新築の場合、施設全体の建築工事とは別にスプリンクラー等の設置にかかる工事を内示後に行うことであれば対象とすることは可能(その際、対象部分のみの事業費及び着工開始がわかる資料を提出していただく)
11	補助金を使用して整備したスプリンクラーなどについて、その後取り壊す場合などに制限はあるのか。	補助金を受けて得た財産を、取り壊しなどの処分を行う際は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年八月二十七日法律第百七十九号)に基づき、制限がかかる。処分制限期間に取り壊し等を行う場合には、厚生労働省所管補助金財産処分承認基準を参照の上、手続きいただくことになる。
12	補助金を申請する場合の必要書類は何か。	①事業計画総括表(様式1)・②事業計画書(様式2)・③補助対象面積を表す図面並びに事業費の算出根拠となり得る見積書(可能な限り2社以上)等、以上3点を提出していただく。その後審査により、内定通知(内示)を受けた施設に関しては交付申請書を提出していただくことになる。
13	当該補助金を受ける場合に、公的な金融機関等において優遇融資をする制度があるのか。	(独)福祉医療機構においては、医療施設のスプリンクラー等の火災対策を推進するため、厚生労働省から財政支援を受けたスプリンクラー等設置整備に対する優遇融資を実施することとしており、優遇される融資内容は、通常の施設整備に対する融資と比較して、融資率の引上げ、一定期間の利率の引下げを行うこととしている。 なお、融資に関する手続き、融資内容等の詳細については、(独)福祉医療機構へ問い合わせ願いたい。 ◎医療施設のスプリンクラー等融資の問合せ先 ・東日本地域 医療貸付部 医療審査課 Tel:03-3438-9940 ・西日本地域 大阪支店 医療審査課 Tel:06-6252-0219 (参考1)医療施設におけるスプリンクラー整備等の優遇措置 ① 融資率を通常80%→90% ② 通常貸付利率 基準金利から△0.5(当初5年間)の優遇融資を実施

<スプリンクラーの設置義務等について>

※NO14以下については、消防庁火災対策検討部会の検討が進み次第更新する予定。

14	スプリンクラーの設置義務範囲について	現行制度において、1棟当たりの延床面積が3000㎡以上の病院、6000㎡以上の診療所・助産所に対して、スプリンクラー設置の義務が課されているが、消防庁の有床診療所火災対策検討部会において、今後、病院・診療所・助産所ともに3000㎡以上の施設には、設置義務がかけられる予定。また、3000㎡未満であっても面積にかかわらず、職員が避難誘導に専念する必要がある施設についても、設置義務がかけられるという方向で議論が進んでいる。 具体的に設置義務が免除される施設として議論が進んでいる施設は以下のとおり ①入院が常態化していない施設： 入院が常態化していないといえる一日平均入院患者数が1人未満となる施設※ ※公的統計資料により確認予定。詳細要件は検討中。 ②自力避難が困難な者が入院することが想定しがたい施設： 入院患者の主な診療科が、自力避難困難な者が少ないと判断できる診療科（特に産科、眼科、耳鼻科、皮膚科、歯科などを想定）である施設。 【消防庁第三回有床診療所火災対策検討部会資料3-6、3-7】
15	福祉施設と同様に延焼抑制構造を持つ施設について、スプリンクラーの設置義務は免除されないのか。	スプリンクラーと同等の防火安全性を有する延焼抑制構造を持つ施設について、スプリンクラー設置を要しないという方向で議論が進んでいる。 具体的には、以下の要件が検討されている。。 ・ 1000㎡以上の施設については、居室とそれ以外の部分を耐火構造（※1）の床・壁で200㎡以内ごとに区画し、当該区画の開口部に特定防火設備（※2）を設け、廊下等の内装を準不燃材料（※3）、その他の部分の内装を難燃材料（※4）で仕上げたもの ・ 1000㎡未満の施設については、居室とそれ以外の部分を準耐火構造（※5）の床・壁で100㎡以内ごとに区画し、当該区画の開口部に防火設備（※6）を設け、廊下等の内装を準不燃材料、その他の部分の内装を難燃材料で仕上げたもの ※1耐火構造：建築基準法第2条第7号 ※2特定防火設備：建築基準法施行令第112条第1項 ※3準不燃材料：建築基準法施行令第1条第5号 ※4難燃材料：建築基準法施行令第1条第6号 ※5準耐火構造：建築基準法第2条第7号の2 ※6防火設備：建築基準法第2条第9号の2 【消防庁第三回有床診療所火災対策検討部会資料3-8】
16	水道連結型スプリンクラーの設置が認められる範囲について	現在、消防庁の有床診療所火災対策検討部会において、水道連結型スプリンクラーの設置の可否について検討されているところであり、延床面積1000㎡未満の施設については水道連結型スプリンクラーの設置によって、通常のスプリンクラーの代替が可能となるという方向で議論が進んでいる。 なお、1000㎡以上の施設における、通常のスプリンクラー設備に代替える例外措置については、引き続き検討を行っているところである。 【消防庁第三回有床診療所火災対策検討部会資料3-9】

17	スプリンクラーヘッドの設置義務を免除できる範囲について	通常タイプのスプリンクラーを設置する場合には、消防法施行規則第13条第3項第7号及び同第8号の箇所(※)についてこれまでどおり免除される。手術室、人工血液透析室等スプリンクラーヘッドによる放水により人命に危険を及ぼす等のおそれがあると認められる場合には、スプリンクラーヘッドの設置を免除することができるという方向で議論が進んでいる。 ※ 消防法施行規則第13条第3項第7号、8号 七 手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室その他これらに類する室 八 レントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、又は廃棄する室 【消防庁第三回有床診療所火災対策検討部会資料3-10】
----	-----------------------------	--

○ 現行の基準と改正案の比較

6項イ(現行) 〔 〕内は病院	病室	廊下・ 納戸等	診察室・ 理学療法室	手術室・人工 血液透析室	トイレ・ 風呂
6,000㎡未満 〔3,000㎡未満〕					
6,000㎡以上 〔3,000㎡以上〕					
	○	○	※1		×



6項イ(改正案)	病室	廊下・ 納戸等	診察室・ 理学療法室	手術室・人工 血液透析室	トイレ・ 風呂
1,000㎡未満 ※2	○	×	※1		×
1,000㎡以上 ※3	○	○	※1		×

※1 スプリンクラーヘッドによる放水により人命に危険を及ぼす等のおそれがあると認められる場合には、ヘッドが免除されている。

※2 1,000㎡未満のものは、水道連結型スプリンクラー設備の設置が可能

※3 ヘッド免除場所は、屋内消火栓設備又は補助散水栓によりカバーする。

参考

○ 福祉施設における現行の基準

6項ハ	寝室	廊下・ 納戸等	デイルーム	トイレ・ 風呂
~6,000㎡				
6,000㎡~				
	○	○	○	×

6項ロ (H19以降)	寝室	廊下・ 納戸等	デイルーム	トイレ・ 風呂
~1,000㎡ ※2	○	×	○	×
1,000㎡~ ※3	○	○	○	×

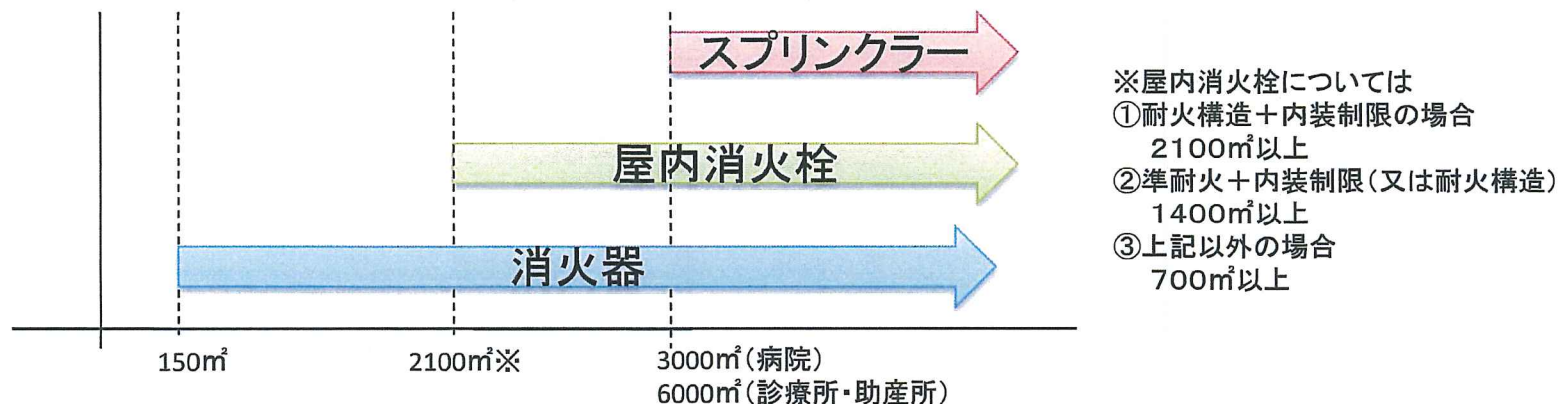
小規模な施設の廊下は、多くの可燃物が置かれる可能性が低いため出火危険性が低い。万が一出火しても、延焼拡大が緩慢であること、職員の駆けつけ時間も短く消火器による初期消火が期待できること等からヘッドを免除している。

○病院・診療所等での一般的な可燃物を想定すると、6項ロと同様、水道連結型スプリンクラー設備を用いることによる延焼拡大抑制は可能。

○一方、消火性能が低いことを考慮し、不測の火災拡大により消防活動が著しく困難となることを避けるため、一定規模以下に設置を限定する必要がある(6項ロと同様に1,000㎡未満に限ることとしてはどうか)。

・消火器及び屋内消火栓設備

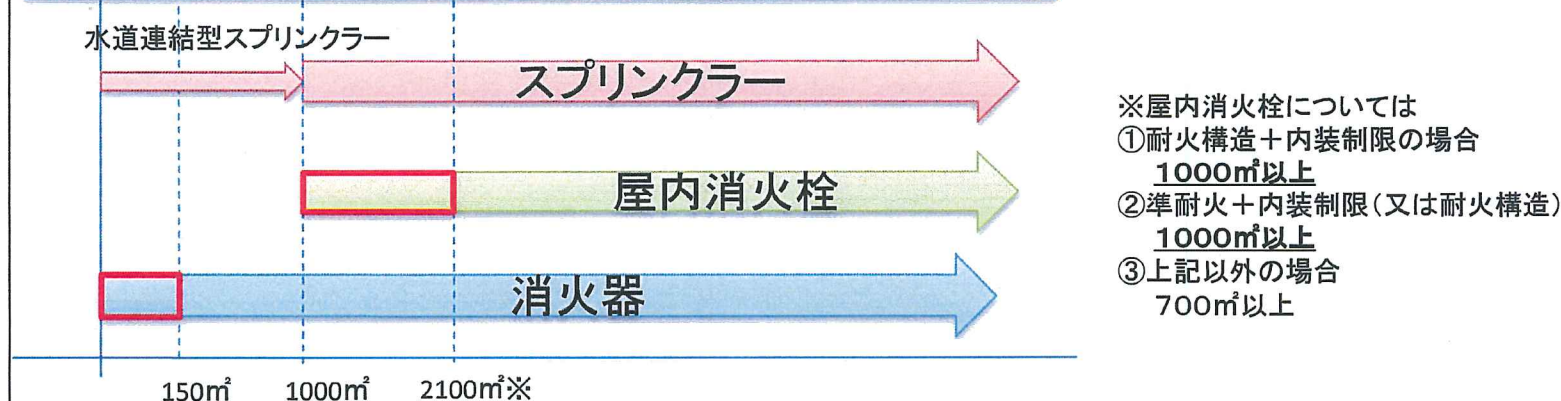
現行基準(病院・診療所)



- ※屋内消火栓については
- ①耐火構造＋内装制限の場合
2100m²以上
 - ②準耐火＋内装制限(又は耐火構造)
1400m²以上
 - ③上記以外の場合
700m²以上

※構造、内装制限により1400m²、700m²の場合あり

6項口(認知症GH等) スプリンクラーについてはH27.4.1改正基準

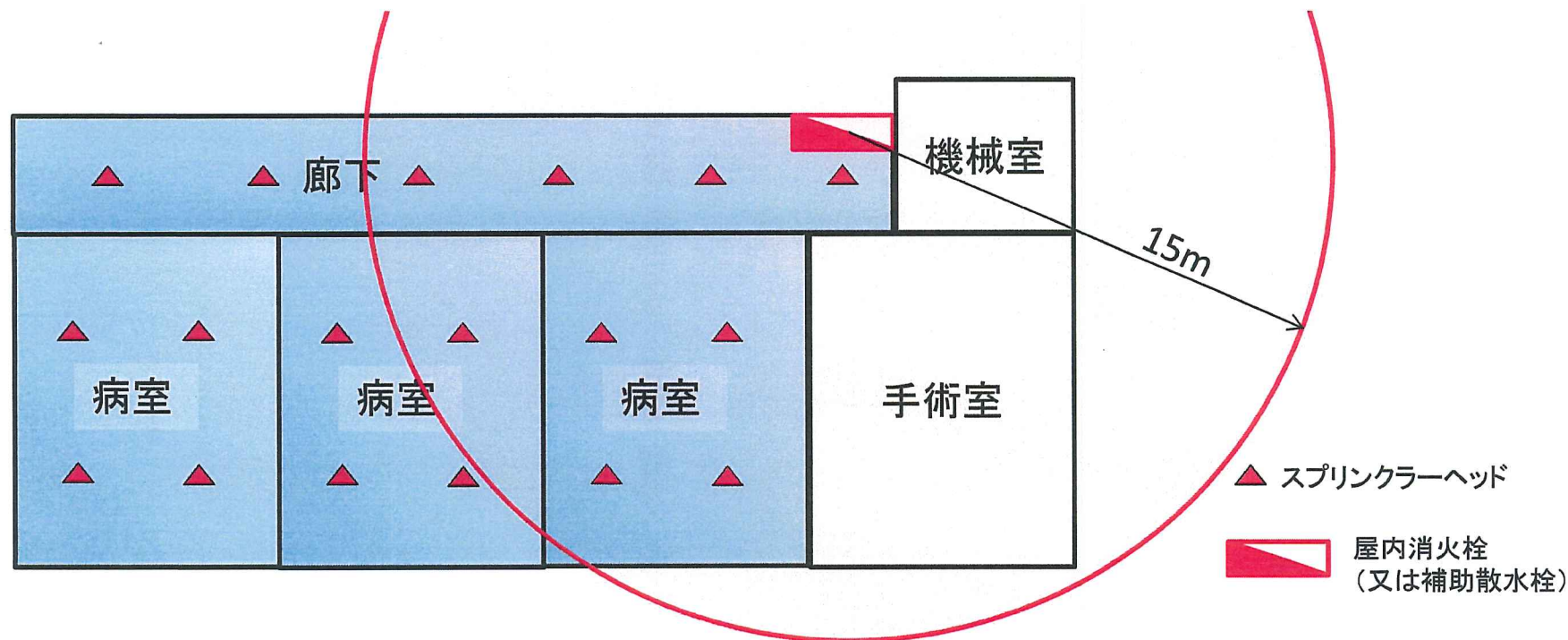


- ※屋内消火栓については
- ①耐火構造＋内装制限の場合
1000m²以上
 - ②準耐火＋内装制限(又は耐火構造)
1000m²以上
 - ③上記以外の場合
700m²以上

※構造、内装制限により700m²の場合あり

スプリンクラー設備以外の消防用設備等の基準の見直し

スプリンクラー設備と屋内消火栓(又は補助散水栓)の関係



●考え方

- ・原則として6項口(認知症GH等)と同様とする。
- ・消火を目的としたスプリンクラー設備(水道連結型スプリンクラー設備ではないスプリンクラー設備)を設置することとなる1000㎡以上の施設に対し、スプリンクラーヘッドの免除部分を包含するように屋内消火栓又は補助散水栓を設ける。

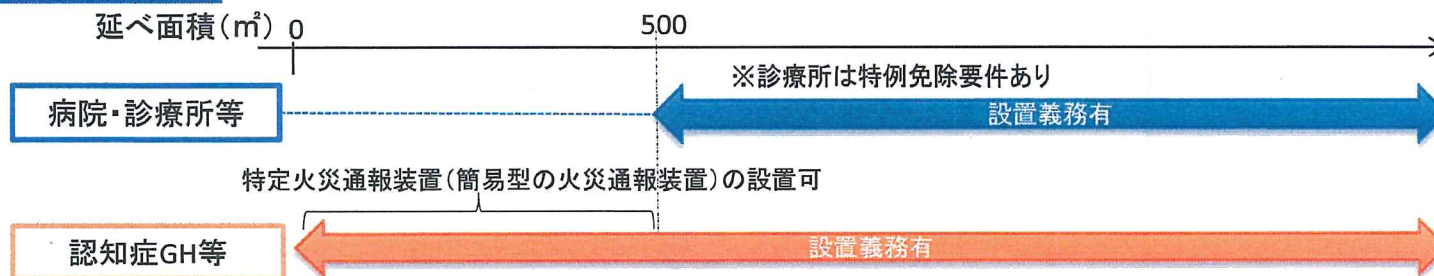
屋内消火栓(又は補助散水栓)の概要

	設置基準				特徴	課題
	設置間隔	放水圧力	放水量	水源量		
1号消火栓 	25m以下	0.17 MPa以上	130L／分以上	2.6 m ³ 以上	○全ての用途の建物で利用可能 ○折りたたみホースを使用	○操作に2名以上必要 ○全ホースを引き出さないと利用できない。
(易操作性1号消火栓) 					<u>○1名での操作が可能</u> ○保形ホースを使用 ○全ての用途で設置可能	○既存の1号消火栓に置き換えるためには、ポンプの増強、消火栓箱の大型化が必要
2号消火栓 (補助散水栓) 	15m以下	0.25 MPa以上	60L／分以上	1.2 m ³ 以上	<u>○1名での操作が可能</u> ○保形ホースを使用	○可燃物が多く置かれる工場・倉庫には利用不可
広範囲型2号消火栓 	25m以下	0.17 MPa以上	80L／分以上	1.6 m ³ 以上	<u>○1名で操作が可能</u> ○保形ホースを使用 ○ポンプの増強、消火栓箱の大型化せずとも、既設の1号消火栓から改修可能	○可燃物が多く置かれる工場・倉庫には利用不可

スプリンクラー設備以外の消防用設備等の基準の見直し

・消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)

現行基準



●考え方

・早期かつ確実に消防機関への通報のためにすべての病院・有床診療所等に火災通報装置を設置するよう基準を見直し

※固定電話のある診療所に設置免除されている運用についても有床診療所については見直し

・少ない人員での避難誘導に専念するため、病院・有床診療所等に設置する火災通報装置は自動火災報知設備と連動して起動するよう基準を見直し

